



平成28年5月13日

各 位

会 社 名 AST I株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 鈴木伸和
役 職 ・ 氏 名
(コード番号：6899 東証第2部)
本 社 所 在 地 静岡県浜松市南区米津町2804番地
問 い 合 せ 先 執行役員管理本部長 鶴田英邦
電 話 番 号 053-444-5111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第53回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第309条第2項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります（変更案第17条第2項）。
- (2) 取締役会の運営に、経営体制に応じた柔軟性を持たせるため、招集権者の変更を行うものであります（変更案第25条第1項）。
- (3) 法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります（変更案第40条）。
- (4) 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが会社法第427条の改正で認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更するものであります。なお、当該定款変更に関しては、各監査役の同意を得ております（変更案第41条第2項）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議)</p> <p>第17条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決議)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p><u>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によりあらかじめ指名された取締役</u>が招集する。<u>指名された取締役</u>に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p><u>第40条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第41条～第44条（条文省略）</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）、監査役および会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第42条～第45条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月24日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成28年6月24日（金曜日）

以上